

# 海外旅行渡航手続きに関するご案内（2022年6月2日）

## ご旅行先（フィリピン）

### ■ ツアー参加条件

- (1) 出発日当日の参加条件確認について ……2 ページ目
- (2) 旅行参加前後を含む、感染防止対策のお願い ……2 ページ目
- (3) ツアー参加条件を満たせなかった場合について ……2 ページ目

### ■ 海外旅行保険加入の確認 ……3 ページ目

### ■ スマートフォンの携行、アプリのご案内 ……3 ページ目

### ■ ご帰国時の検疫手続きについて（必須）

- (1) 質問表の提出 ……4 ページ目
- (2) 誓約書の提出 ……4 ページ目
- (3) ワクチン接種証明書の提示 ……4 ページ目
- (4) 検査証明書の提出 ……5 ページ目
- (5) 必要なアプリの登録確認 ……5 ページ目

### ■ ファストトラックのご案内 ……5 ページ目

### ■ ご帰国時の検査と自宅待機期間のご案内 ……5 ページ目

### ■ フィリピン入国のご案内

- (1) ワクチン接種証明書の提示 ……6 ページ目
- (2) 検査証明書の提示 ……6 ページ目
- (3) One Health Pass システムへのオンライン登録 ……6 ページ目
- (4) 復路便の航空券提示 ……6 ページ目

### ■ フィリピンで陽性になった場合について ……7 ページ目

※ 帰国時および各国の出入国条件は日々変更しておりますので、最新情報をご自身でご確認ください。

## お客様参加条件と日本出入国手続きのご案内

この度は、阪急交通社の海外旅行にお申し込みを賜り誠にありがとうございます。

出発日のツアー受付の際に、お客様のご旅行参加に必要な証明書等の確認をさせていただきます。

皆様にはお手数をおかけしますが、ツアー参加条件をご確認いただき、当日お忘れなくご持参いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。ご旅行先や日本国の検疫、防疫当局の指示により、参加条件や証明書等が追加、変更される場合は別途ご案内申し上げますので、最新のご案内に従いご準備いただけますよう、お願い申し上げます。

### ■ ツアー参加条件

次に申し上げる内容を確認させていただきます。

- ①健康確認シート兼、旅行中の感染症予防措置ならびに検疫措置に関する同意書の提出
- ②後出の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』に記載している条件を満たしていること
- ③ご旅行中に必要なアプリの使用が可能なスマートフォンを携行され、アプリのダウンロードならびに操作がご自身で可能であること（機微な個人情報を含むため、添乗員または現地係員はアプリのダウンロードや操作のお手伝いを行うことはできません）

### (1) 出発日当日の参加条件確認について

次に申し上げる内容を受付時に確認させていただきます。

確認できない場合は、旅行の参加をお断りしますので、必ずご持参くださいますようお願いいたします。

#### ①健康確認シートによる健康状態、状況の確認および感染症予防措置、検疫措置に関する同意書の提出

ご申告いただいた「お客様の健康状態」および「お客様の状況」の設問のうち、一つでも「□あり」に該当する場合、および、同シートに記載の感染症予防措置、検疫措置に関する同意書を提出いただけない場合は旅行にご参加いただけません。旅行出発日の前日から起算して14日以内に該当する事態が発生した場合は、当社までご連絡ください。

#### ②ご旅行先の国・地域等が求める証明書、登録書等

訪問する国・地域の検疫ならびに防疫当局が求める入国・入域条件、航空会社等が求める搭乗条件を満たしていない場合、旅行にご参加いただけません。後出の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。当局の指示により、必要な条件が変更、追加された場合は、別途ご案内申し上げますので最新のご案内に従ってご準備ください。

なお、お客様にご準備頂いた証明書、登録書等はご旅行先の国・地域の入国・入境許可や航空会社等の搭乗許可を保証するものではありません。

### (2) 旅行参加前後を含む、感染防止対策に協力いただきます

ご旅行出発の14日前からは密な環境を避けるなど、感染症防止対策を徹底していただきますよう、お願いいたします。ご旅行中に添乗員、ガイド、利用機関係員等から感染防止に伴う指示があった際はその指示に従っていただきます。全般的な感染予防対策とお客様へのお願い事項につきましては下記の当社ウェブサイトをご参照ください。



- 新型コロナウイルス感染防止対策とお客様へのお願い

[https://www.hankyu-travel.com/kaigai/saikai\\_info/](https://www.hankyu-travel.com/kaigai/saikai_info/)

### (3) ツアー参加条件を満たせなかった場合について

ツアーにはご参加いただけません。お客様がツアー参加条件を満たせなかったこととなり、取消料の対象となります。なお、感染症拡大予防のため、当社から契約を解除させていただいた場合の取消料は収受しません。いずれの場合も集合場所までの交通費や前泊等の費用はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

### ■ ご出発直前のPCR／抗原定量検査による陰性確認を強くお勧めします

オミクロン株の特性により無症状であっても感染していることがあり、ご旅行先の国・地域の入国・入境時や日本帰国のための検査など、ご旅行中の検査で陽性と判定される恐れがあります。

また、過去に感染された履歴がある場合、回復後もしばらくの間は検査結果が陽性となる恐れがあります。

旅行先での検査で陽性判定を受けた場合は予定通りご帰国できなくなる恐れがあることに加え、日本到着時の検査で陽性となった場合は検疫所長の指定する宿泊療養施設等での待機が必要となります。

旅行中に発症してしまうリスクを避けることも含めまして、ご出発直前（ご出発の3日前以後を目安）に陰性確認検査を受けることを強くお勧めいたします。

### ■ 外務省海外安全情報をご確認ください ～たびレジのご登録をお勧めします～

ご旅行先の国・地域の最新の安全情報を外務省海外安全ホームページでご確認ください。

たびレジにご登録いただきますとご旅行先を管轄する大使館、領事館が発信する臨時情報を受け取ることが可能です。



- 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



- たびレジ登録ページ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## ■海外旅行保険加入を強くお勧めします

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局の指示よりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等も必要となる等、高額な自己負担が発生する恐れがありますので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険への加入を強くお勧めいたします。（クレジットカード付帯保険を利用される場合は補償内容をご確認ください）  
阪急交通社がお勧めする保険商品につきましては、同封のパンフレットをご参照ください。

- ◎ ご旅行先の国・地域等が海外旅行保険加入を条件としている場合は、その条件を満たす保険に加入いただく必要がございます。後出の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。

## ■ご帰国時に必要なスマートフォンの携行、アプリのご案内 ～日本出国前にあらかじめセットアップしておくことをお勧めいたします～

ご帰国時に検疫所に提出する誓約書の誓約事項の確認、追跡のため、位置情報の確認に必要なアプリ等をスマートフォンにインストールし、アプリの動作を有効化する必要があります。

- ◎以下（１）～（３）のアプリが動作可能なスマートフォンは、次のとおりです。  
お手持のスマートフォンが必要なアプリに対応しているか、必ずご確認ください。

① iPhone 端末：iPhone ios 13.5 以上 / ② Android 端末：Android 6.0 以上



◎厚生労働省ウェブサイト内の案内ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

### (1) 健康居所確認アプリ (MySOS)

お客様の位置情報と健康状態を報告するために必要となります。センターからのビデオ通話に応答し居所確認を行う際にも利用されます。成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港に帰国する場合、検疫手続きを事前にアプリに登録しておくことで、一部の手続きを事前に済ませることができる「ファストトラック」も、このアプリを使用します。また、自宅待機が必要な場合に陰性確認検査結果を厚生労働省に届け出すことで待機を解除する場合の届け出もこのアプリを使用します。



- アプリダウンロード：Play ストア（Android 端末） / App Store（iphone 端末）共通

<https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7>

### (2) スマートフォンの位置情報設定・保存(GoogleMaps などの設定)

帰国後に陽性となった場合や健康観察のため自宅待機等となった場合に、位置情報の記録を保健所などに提示いただくために必要となります。



- Play ストア（Android 端末）

※iPhone 端末の場合はアプリのインストールは不要です。

### (3) 接触確認アプリ(COCOA)の利用

新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。



- Play ストア（Android 端末） / App Store（iPhone 端末）共通

### (4) ご旅行中にスマートフォンを紛失・盗難・故障された場合

ご旅行中の紛失、盗難や故障などでご帰国時にスマートフォンの使用が出来ない場合は、検疫手続き時にスマートフォンをレンタルしていただく必要がありますので、検疫係員にお申し出ください。  
レンタルされるスマートフォンは上記（１）～（３）のアプリ使用に限定されており、他の機能は使用できません。



- グローバル Wi-Fi（株式会社ビジョン）

<https://www.vision-net.co.jp/news/20210319002098.html>

## ■ご帰国時の検疫手続きについて

日本に帰国（入国）される方は、国籍に係わらず、検疫所に次の手続きを行う必要があります。

- (1) 質問票の提出
- (2) 誓約書の提出
- (3) ワクチン接種証明書の提示
- (4) 検査証明書の提出
- (5) 必要なアプリの登録確認

### (1) 質問票の提出

- 待機期間中における健康状態確認のため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を記載します。日本国内で入国者ご本人が使用できるメールアドレス、電話番号を質問票に必ず記載してください。
- ◎質問票への入力は、下記ウェブサイトにて、パソコンまたはスマートフォンを使用して入力後、最後に表示される QR コード画面を保存または印刷し、検疫時に提示します。
- ◎「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項を登録いただくことにより、質問票の QR コード画像を掲示する必要がございません。



- 厚生労働省：質問票入力ウェブサイト（パソコン・スマートフォン対応）  
<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>

### (2) 誓約書の提出

- 待機期間中における公共交通機関の不利用、自宅等での待機等について誓約書の提出が必要です。（ワクチン 3 回接種済で、自宅等での待機が必要ない方も提出が必要です。）
- ◎誓約書のフォームは、下記の厚生労働省ウェブサイトからダウンロード後に印刷したものに記入して検疫所に提出します。
- ◎「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項を登録いただくことにより、誓約書を印刷して提出する必要はありません。



- 厚生労働省ウェブサイト：誓約書フォーム（パソコン・スマートフォン対応）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

### (3) ワクチン接種証明書（3 回接種完了のもの）の提示

- ワクチン接種証明書を検疫所にご提示いただきます。
- ワクチン接種証明書は次の①～④の条件を満たすものに限り有効です。
- ◎「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して直接必要事項と証明書の画像ファイル（紙の接種証明書の写真、デジタルワクチンパスポートの証明画面／氏名・生年月日・ワクチン名・メーカー名・接種日・接種回数に記載されている部分／画像は 5 枚まで登録可能です）を登録いただくことにより、事前審査を受けることができます。
- ◎「ファストトラック」のご登録時に、ワクチン接種証明書を「無」と登録しますと、帰国後の検疫所が確保する施設での待機免除や自宅等での待機期間の短縮措置を受けることができなくなりますので十分にご注意ください。（接種済み回数が 2 回以下の場合は「無」を選択します。）

①	政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。 ●地方公共団体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、予防接種済証」 ●医療機関等発行の「新型コロナワクチン接種記録書」 ●デジタル庁発行のデジタルワクチンパスポート ●その他同等の証明書と認められるもの
②	以下の事項が日本語または英語で記載されていること ●氏名 ●生年月日 ●ワクチン名またはメーカー名 ●ワクチン接種日 ●ワクチン接種回数 ※生年月日の代わりに、パスポート番号等、本人を特定するための事項が記載されており、パスポート等と照合して本人の接種記録であることが確認できる場合は有効とみなします。 ※接種証明書が日本語または英語以外の言語で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語または英語）が添付され、記載内容が判別できれば有効と見なします。
③	以下のワクチン（ワクチン名／メーカー名）の何れかを 2 回接種していることが記載されていること。 ●コミナティ筋注／ファイザー社（復星医薬〈フォースン・ファーマ〉／ビオンテック社製造も同一のものとみなします） ●バキソゼブリア筋注／アストラゼネカ社（Covishield／インド血清研究所製造も同一のものとみなします） ●Covid-19 ワクチンモデルナ／モデルナ社 ●Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン社 ●COVAXIN／バーラト・バイオテック社 ●ヌバキソビッド筋注／ノババックス社（コボバックス／インド血清研究所製造も同一のものとみなします） ※Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン社の場合は、1 回の接種をもって 2 回分相当とみなします。 ※1 回目と 2 回目と異なる種類のワクチンを接種した場合も有効と認めます。
④	以下のワクチン（ワクチン名／メーカー名）の何れかを 3 回目以降に接種していることが記載されていること。 ●コミナティ筋注／ファイザー（復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社製造も同一のものとみなします） ●Covid-19 ワクチンモデルナ／モデルナ ●ヌバキソビッド筋注／ノババックス（コボバックス／インド血清研究所製造も同一のものとみなします）

#### (4) 検査証明書の提出

- 海外旅行先を出国・出域前 72 時間以内に採取した検体による検査証明書の提出が必要です。検査証明書を提出できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないこととなります。検査証明書の様式は所定の証明書を使用し、有効な検体、検査方法等が記載された検査証明書のみ有効となります。
  - ご参加いただくツアーでは、当社のご案内する医療機関または検査機関にて検査を受けていただき、検疫所所定の検査証明書を発行いたします。
  - やむを得ずツアー日程中に検査を受けられなかった場合や、途中でツアーを離団された場合は、下記の厚生労働省ウェブサイトから、検疫所所定の検査証明書をダウンロードして使用してください。
- ◎ 「ファストトラック」を利用する場合は、健康居所確認アプリ（MySOS）を使用して事前に電子登録します。



- 厚生労働省ウェブサイト：誓約書フォーム（パソコン・スマートフォン対応）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

#### (5) 必要なアプリの登録確認

- ご帰国時に検疫所でお客様のスマートフォンに誓約書の誓約事項のフォローアップのため、位置情報の確認に必要なアプリ等がダウンロードされ、有効化されているか、確認されます。ダウンロード、設定が必要なアプリの詳細は、前ページの「■ご帰国時に必要なスマートフォンの携行、アプリの登録・利用のご案内」をご参照ください。

### ■ファストトラックのご案内

成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港にご帰国、入国される方が健康居所確認アプリ（MySOS）上で空港での検疫手続きの一部を日本に入国する前に済ませることができるファストトラックをご案内します。  
\* 搭乗便到着予定日時の 6 時間前までに MySOS アプリ上での事前申請を完了してください。

#### 利用方法

##### Step.1

- ① MySOS アプリをインストール ➡ ② 「検疫手続事前登録」ボタンをタップして登録画面を開く

##### Step.2

- 必要書類を登録：登録前、登録中のアプリ画面は赤色です。

##### Step.3

- 審査：センターでの登録内容の確認が完了するとアプリ画面が緑に変わります。
- 審査：検査証明書を事前に登録せず空港で提示する場合、アプリ画面は黄色になります。
- 審査：申請内容に不備がある場合、アプリ画面は赤色になります。再登録してください。

##### Step.4

日本入国時検疫に MySOS の画面を見せる

- 画面が緑色の場合は事前登録書類の確認は画面を見せるだけで完了します。
- 画面が黄色の場合は、画面と検査証明書を提示します。

- ファストトラックマニュアルサイト

<https://teachme.jp/111284/manuals/13655051/>



### ■ご帰国・入国時の検査と自宅待機期間のご案内

ご帰国・入国時の検査で陽性と判定された場合は、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要となり、待機期間の短縮等はできません。  
ご帰国・ご入国後の自宅等での待機期間は、お客様のワクチン接種完了状況によって異なりますので、下記のご案内を参照してください。

#### 自宅等での待機期間の概要

##### ● 自宅等での待機を求められる国・地域以外の場合

ワクチン接種済み回数	自宅等 待機期間	入国日（0日目）								
		検査	自宅等 移動手段	1日目	2日目	3日目 (検査)	4日目	5日目	6日目	7日目
(ワクチン接種3回)	なし	検疫で 検査	公共 交通機関 利用可	→待機不要						
(ワクチン接種2回以下)	7日間	検疫で 検査	公共 交通機関 利用可	自宅待機7日間（3日目に自主検査しない場合）			→待機解除			
						自主 検査	→待機解除			

◆ 指定検査機関はこちら



<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

◆ 陰性結果の届け出の詳細はこちら



<https://teachme.jp/111284/manuals/15029540/>

※待機が必要な場合の公共交通機関利用は自宅等の待機場所に限り、入国時検査後 2 4 時間以内に到着すること。  
※自宅待機を求められない場合や待機が解除された後も、入国後10日間は検温等、お客様ご自身で健康状態の確認をおこなってください。

健康居所確認アプリ（MySOS）を通じて濃厚接触者であると通知を受けた場合は待機期間の短縮はできません。  
自主検査は、検疫所が指定したリストに記載されている医療機関・衛生検査所が実施する PCR 検査・抗原定量検査である必要があります。  
検査結果を健康居所確認アプリ（MySOS）で申請し、承認が通知された後に待機が解除されます。  
検査のための外出は不要不急の外出には該当しませんが、自家用車を使用する等、公共交通機関の利用は避けてください。

# フィリピンにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

## ■ 日本からフィリピンへの入国時

フィリピンでは感染拡大防止策に基づき、入国時に下記（１）～（４）が必要となります。

### （１）住民票のある市町村が発行するワクチン接種証明書、 またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用

フィリピンに入国する 12 歳以上の全ての旅行者は、ワクチン接種完了を示す証明書の提示が必要となり、証明書には下記条件が必須となります。

12 歳未満の旅行者は完全なワクチン接種を受けた両親が同行する場合は、フィリピンへの入国が許可されています。

現在、フィリピン政府に承認され、日本国内での使用が認可されているワクチンは 4 種類（ファイザー製・モデルナ製・アストラゼネカ製・ノババックス製で 2 回接種が規定）になります。

- 1、規定のワクチン接種完了日から 14 日間以上の経過が確認できること
- 2、自治体などの公的機関が発行した「**海外渡航用**」証明書であること  
またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」**海外用**であること
- 3、英語で記載されていること



- 証明書の申請・発行に関しては、下記厚生労働省ホームページにてご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)



- 接種証明アプリ海外用に関しては、下記デジタル庁ホームページにてご確認ください。  
<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinercert/>

### （２）新型コロナウイルス陰性証明書（ブースター接種（３回接種）済の方は不要）

ワクチンをブースター接種（３回接種）済の方は新型コロナウイルス陰性証明書は不要です。

ワクチン接種が 3 回未満の 4 歳以上の方は新型コロナウイルス陰性証明書の提示が必要となり、証明書には下記条件が必須となります。

- 1、渡航開始前 48 時間以内の RT-PCR 検査又は 24 時間以内の抗原検査で陰性結果を得ている必要がある
- 2、書面（電子の場合は必ず印刷して持参ください）
- 3、英語で記載されていること

### （３）One Health Pass システムへのオンライン登録

出発日の前日にオンラインで「One Health Pass」に登録し、登録完了後に表示される QR コード及び手順番号（transaction number）をスマートフォン等端末に保管し、これらを入国時にフィリピン検疫局（BOQ）に提示する必要がある。

- 「One Health Pass」は下記から登録が可能です。  
<https://www.onehealthpass.com.ph/e-HDC/>

### （４）復路便の航空券提示

## ■ 滞在中または出国前検査で結果が陽性であった場合

フィリピン出国前 7 2 時間以内に実施した医療機関による検査で陽性反応が出た場合は、旅行者はフィリピン国内のホテルまたは病院にて隔離が必要となります。

### 【マニラ滞在中】

- 1、無症状の場合は政府指定のホテルにて 5～7 日間の隔離が必要となります。
- 2、5 日目の P C R 検査が陰性であった場合、陰性証明書をフィリピン検疫局に提出し、隔離終了証明書を取得します。（P C R 検査から隔離証明書の取得まで約 2 日必要となります。）
- 3、P C R 検査が陽性であった場合、再度 5 日間の隔離が必要となります。
- 4、症状（咳・熱など）があった場合、医師の診断を受け、入院の必要が無い場合は無症状と同じ対応になりますが、入院が必要な場合は医師の判断により入院期間が決まります。

### 【セブ滞在中】

- 1、医師の診断を受け、ホテル隔離または入院が指示されます。
- 2、入院の必要が無い場合は政府指定のホテルにて通常 3 日間の隔離が必要となります。
- 3、隔離最終日に P C R 検査の結果が陰性であれば陰性証明書を取得し隔離終了となります。
- 4、検査が陽性であった場合、再度医師の診断に従います。
- 5、入院が必要な場合は医師の判断により入院期間が決まります。

### <海外旅行保険の加入をご確認ください>

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。